

特約事項

- ・通常の使用での経年変化に伴う自然損耗に関わらず、退室時のクリーニング代（45,000円：税別）は借主負担とし、貸主指定業者が行うものとする。
- ・ペットの飼育不可。
- ・楽器の使用不可。
- ・タバコのヤニによるクロスの汚損等に関しては通常消耗には含まず、やむなく張替や洗浄などの措置が必要となった場合には借主負担にて行うものとする。
- ・借主は貸主または仲介会社指定の火災保険に加入するものとする。
- ・借主は貸主または仲介会社指定の保証会社に加入するものとし、加入後は賃料等引落については保証会社に従うものとする。また、口座振替手続きが行われた結果、振替不能の場合にも口座振替サービス利用料を支払うものとする。
- ・借主の都合により本契約を1年未満で解約する場合には、借主は貸主に対して賃料の2ヶ月分相当の違約金を支払うものとする。2年未満で解約する場合には、借主は貸主に対して賃料の1ヶ月分相当の違約金を支払うものとする。
- ・町費は、本契約を月の途中で解約しても1ヶ月分の費用が発生するものとする。
- ・更新料は新賃料の1ヶ月分相当額とする。
- ・退去時の精算金にかかる振込手数料は借主の負担とする。
- ・借主はインターネット導入関連等の工事を行う場合は管理会社へ工事内容を開示し、必ず承諾を得るものとする。また本物件を解約する際は明け渡し日までに導入したインターネット設備等を全て撤去するものとし、未撤去の場合は撤去が完了する日まで明け渡し日が延期されたものとして対処するものとします。
- ・借主は受領した鍵を本物件解約時に全て返却するものとし、万一紛失した場合は錠前一式の取替費用20,000円（税別）を負担するものとする。
- ・借主は契約した電力会社名およびその連絡先を貸主に通知するものとし、電力会社を変更する場合も同様とするものとする。
- ・乙は浴室・洗面台の鏡は使用後に水滴をふきとり、水垢及び鱗汚れが付かないよう清掃すること。なお、清掃不足等により水垢や鱗汚れが残った場合、解約時に鏡の研磨費用4,000円（税別）を乙は負担するものとする。

以下余白

契約日 年 月 日

(甲) 賃貸人

現住所：

氏名：

(乙) 賃借人

現住所：

氏名：